

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃貸人） 申請要領

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

【申請受付期間】

令和2年7月17日（金）～10月16日（金）（消印有効）

※申請方法は郵送のみです。窓口での申請はできません。

※締切日を過ぎて発送されたものは受け付けません。

【問合せ先】

埼玉県中小企業等支援相談窓口

（埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃貸人）事務局）

0570-000-678（平日・休日とも 午前9時～午後6時）

048-830-3754（土日祝日を除く 午前9時～午後5時）

1 目的

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した店舗の家賃を減免した不動産の賃貸人（中小企業・個人事業主等）に対して、支援金を交付するものです。

2 交付額

令和2年4月～6月において、賃貸人が店舗の家賃（注）を20%以上減免した月について、減免額の5分の1（上限額：賃貸人につき20万円）

（注）家賃は、建物の月額家賃（共益費、管理費及び消費税を含む。）とし、駐車場代、土地の賃借料などは対象外です。

対象	対象外
・家賃（消費税を含む。） ・共益費、管理費※	左記以外の費用 （例） ・駐車場の賃借料 ・土地の賃借料 ・更新料、敷金、礼金、保証金 ・保険料 など

※ 共益費及び管理費が、家賃について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、対象外です。

3 交付要件

(1) 交付対象者となる賃貸人（オーナー等）の要件

交付対象者は、中小企業・個人事業主等（※1）で、次のア～エの全てに該当する賃貸人（オーナー等）です。

（注）賃貸人（オーナー等）には、入居している店舗の経営者と賃貸借契約を締結のうえ、対象テナントに賃貸（転貸）しているサブリース会社等も含まれます。

チェック	交付対象者となる賃貸人（オーナー等）の要件
<input type="checkbox"/>	ア 申請に係る店舗に対し、令和2年4月～6月の少なくとも1か月分の家賃を20%以上減免した。
<input type="checkbox"/>	イ 本支援金を重複して申請していない。
<input type="checkbox"/>	ウ 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していない。
<input type="checkbox"/>	エ その他知事が適当でないと認めた者（※2）に該当しない。

(2) 申請に係る店舗（テナント）の要件

対象となる店舗（テナント）は、次のア～オの全てに該当する中小企業・個人事業主等（※1）が経営する埼玉県内の店舗（注）です。

（注）店舗（テナント）は、来店する一般消費者に対し、経常的に物品販売又はサービスの提供を行うものとし、事務所、倉庫、作業所などは対象外です。

チェック	申請に係る店舗（テナント）の賃借人の要件
<input type="checkbox"/>	ア 令和2年4月～6月において、次のいずれかに該当する。 ①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少している。 ②3か月の売上高の合計が前年同期比で30%以上減少している。
<input type="checkbox"/>	イ 令和2年4月～6月において、営業停止など店舗が営業できなくなるような行政処分を受けていない。
<input type="checkbox"/>	ウ 次のいずれにも該当しない。 ①賃貸人である個人又は法人の代表者と実質的に同一人である。 ②賃貸人である個人又は法人の代表者の配偶者又は一親等以内の親族である。 ③賃貸人である法人と会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社等の関係にある。
<input type="checkbox"/>	エ 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団等に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していない。
<input type="checkbox"/>	オ その他知事が適当でないと認めた者（※2）に該当しない。

※1 中小企業・個人事業主等とは、次のア～エのいずれかに該当するものです。

ア 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小事業者（下表の会社若しくは個人又は中小企業団体等）

業種	下記のいずれかを満たすこと。	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他業種 （②～④を除く。）	3億円以下	300人以下
うちゴム製品製造業 （自動車・航空機用タイヤ・チューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下
うちソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
うち旅館業	5千万円以下	200人以下

イ 直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者である組合
又はその連合会若しくは一般社団法人

ウ 特定非営利活動法人

エ その他知事が適当であると認めた法人

(例1) 中小企業・個人事業主等に含まれる例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主 ・ 中小企業者である株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人 ・ 構成員の2/3以上が中小企業者である一般社団法人、組合及びその連合会 ・ 特定非営利活動法人（NPO法人） ・ 出資の総額が5千万円以下又は従業員数が100人以下である上記以外の法人（医療法人、社会福祉法人、学校法人など）

(例2) 中小企業・個人事業主等に含まれない例
<ul style="list-style-type: none"> ・ みなし大企業（次の①～③のいずれかに該当する中小企業） <ul style="list-style-type: none"> ①大企業（中小企業者以外の会社）1社が発行済み株式総数・出資総額の1/2以上を単独に所有・出資している中小企業 ②複数の大企業が発行済み株式総数・出資総額の2/3以上を所有・出資している中小企業 ③役員半数以上を大企業の役員・社員が兼務している中小企業 ・ 法人税法別表第一に規定する公共法人 ・ 任意の団体（法人でないもの）

※2 その他知事が適当でないと認めた者の例は、以下のとおりです。

その他知事が適当でないと認めた者の例

- ・ **政治活動又は宗教活動を目的とする法人**
- ・ **風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、個室型ファッションヘルス、ストリップ、ラブホテル、アダルトショップなど）及び当該業営業に係る接客業務受託営業を営む者**

※その他、公序良俗に反する事業を実施している場合は、本支援金の交付が適当でないと判断されることがあります。

4 申請受付期間

令和2年7月17日（金）から令和2年10月16日（金）まで（消印有効）

5 申請方法

申請書類を次の宛先に郵送してください。

（注）「特定記録」等の配達状況が確認できる確実な方法により送付されることをお勧めいたします。（郵便事故があった場合の責任は負いません。）

（宛先）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課内 埼玉県 中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃貸人）事務局 行

（1）申請書類

下表の申請書類を提出してください。また、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。なお、事務局に提出された書類は返却しません。

	チェック	申請書類
1	<input type="checkbox"/>	埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃貸人） 申請書（様式第1号）
2	<input type="checkbox"/>	★賃貸借契約書の写し
3	<input type="checkbox"/>	★減免した全ての月について、家賃の支払が確認できる書類（例1） 又は家賃を免除したことが確認できる書類（例2） （例1）家賃が振り込まれた口座の通帳の写し、領収書の写し など （例2）家賃の免除に関する合意書（参考様式） など
4	<input type="checkbox"/>	★賃借人の売上減少等に関する申立書（様式第2号）
5	<input type="checkbox"/>	★申請に係る店舗（テナント）の店頭の写真 （注）看板など店舗（テナント）の名称（屋号）が確認できるもの
6	<input type="checkbox"/>	本支援金の振込先口座の通帳等の写し （注）金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、 口座名義人（カナ）が分かるもの（通帳を開いた1・2ページ目）

店舗兼住宅の場合のみ

	<input type="checkbox"/>	★賃借人の確定申告書（地代家賃の内訳が記載されているページ）の写し又は減免した家賃が申請に係る店舗のものであることを確認できる書類（様式任意） （注）住宅に係る家賃の減免については、本支援金の対象外です。
--	--------------------------	---

（★印のついた書類は申請に係る店舗（テナント）ごとに必要です。）

(2) 申請書の様式等の入手方法

ア 埼玉県ホームページからダウンロード

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/yachinshien/index3.html>

イ お近くの配布機関での受け取り

- ・ 埼玉県庁商業・サービス産業支援課（本庁舎5階北側）
- ・ 各地域振興センター
- ・ 県内の市役所及び町村役場
- ・ 県内の商工会及び商工会議所
- ・ （公社）埼玉県宅地建物取引業協会
- ・ （公社）全日本不動産協会埼玉県本部

6 申請書類の審査及び補正

申請書類の受領後、事務局が交付要件に基づき内容を審査します。

申請書類に誤りや不足などがあった場合は、「補正依頼書」と該当書類を返送しますので、書類を訂正・追加の上、必ず補正依頼書と一緒に返送してください。

また、申請書類の内容について、事務局から電話で確認することがありますので、必ず日中連絡のとれる連絡先を申請書に記載してください。

7 交付の決定

(1) 交付の決定

申請が適正と認められ、本支援金を交付する旨を決定したときは、後日、交付に関する通知を発送し、本支援金を指定口座に振り込みます。

(2) 不交付の決定

申請が要件に該当しないなどの理由で、本支援金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

8 注意事項

(1) 状況報告及び是正措置

本支援金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本支援金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

(2) 交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請その他本支援金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、本支援金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該支援金を返還していただきます。返還に当たっては、当該支援金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95%の割合で加算した加算金を納付していただきます。また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年10.95%の割合で加算した延滞金を納付していただきます。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課内

中小企業・個人事業主等
家賃支援金（賃貸人）事務局 行

330-9301

切手をお貼り
ください。